



- お知らせ
- ・認知症介護基礎研修のeラーニングを開始しました！
- ・「介護サービス情報の公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」(令和3年度第2期)の宣言事業所を募集しています！
- ・R3年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・「介護分野就職支援金貸付事業」等の新たな貸付事業の開始について

令和3年11月1日発行 第208号

○ 認知症介護基礎研修のeラーニングを開始しました！

お知らせ

令和3年度から、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修の受講が義務付けられました。

東京都では、認知症介護研究・研修仙台センター(以下「仙台センター」という。)を認知症介護基礎研修の実施機関として指定し、eラーニング形式で実施することといたしました。受講をご希望の方は、以下によりお申込みください。

1 対象

東京都内(*八王子市除く)の介護保険施設・事業者等が介護保険サービスを提供する事業所において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等

※既に医療・福祉関係の資格をお持ちの方もご受講いただけます。

*八王子市内に所在する介護保険施設・事業所等については八王子市所管課へお問い合わせください。

2 実施方法・申込先

仙台センターを研修実施機関として指定しeラーニング形式で実施

受講を希望される方は、仙台センターへ直接申込みを行い、研修を受講することとなります。

詳細は、仙台センターのホームページ(<https://dnet.marutto.biz/e-learning/>)をご覧ください。

3 受講料

3,000円

4 その他の認知症介護研修について

認知症介護基礎研修以外の認知症介護研修については、東京都ホームページ「とうきょう認知症ナビ」(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/)をご確認ください。

5 問合せ先

(認知症介護基礎研修に関するお問合せ)

仙台センターホームページ(<https://dnet.marutto.biz/e-learning/>)内の「お問い合わせフォーム」よりお問合せください。

(認知症介護基礎研修以外の認知症介護研修に関するお問合せ)

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課 TEL:03-5320-4276(直通)

○「介護サービス情報の公表」に係る報告（調査票の提出）のお願い

お知らせ

「介護サービス情報の公表」制度では、新規事業所及び前年度介護報酬実績額（消費税・利用者負担額を含む）が100万円を超える既存事業所については、毎年1回、介護サービス情報を都道府県知事に報告することが義務付けられています（介護保険法第115条の35）。

この度、東京都では、介護保険法施行令第37条の2の3第1項等に基づき、「令和3年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定いたしました。

これに基づき、東京都指定情報公表センターより報告対象事業所へ、10月12日付で「計画実施通知書」を送付しております。

つきましては、東京都指定情報公表センターより順次送付される「提出依頼通知」に基づき、各期限までに「介護サービス情報報告システム」による報告をお願いいたします。

なお、今年度、訪問調査の対象事業所におかれましては、調査実施に御協力をお願いいたします。

	調査票	基本情報	運営情報
既存事業所		必須	必須
新規事業所		必須	—

※「事業所の特色」について

平成 24 年度の情報公表システムの見直しにより、従業員や利用者の特色に関する情報、定員の空き状況、写真や動画等を公表できる枠組みがあります。公表している内容については随時更新が可能ですので、ご活用いただけますようお願いいたします。

【報告方法及び公表内容のお問い合わせ先】

東京都指定情報公表センター TEL03-3344-8630

【本制度のお問い合わせ先】

東京都高齢社会対策部介護保険課 TEL03-5320-4291

○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2021年4月1日から2022年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無料**

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2021年4月1日から2022年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までFAXにてお送りください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/koure.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

講座申込 FAX番号：03-5614-0743<FAXのみの受付となります>

TEL03-5614-0635(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、講座を開催しています

○「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」(令和3年度第2期)の 宣言事業所を募集しています！

お知らせ

1 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を募集しています(令和3年度第2期募集)

TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を以下の日程で募集しています。職場宣言事業所となり、宣言情報を公開した事業者様には、【職場宣言事業限定デザインのハローキティートバッグ】をプレゼントいたします！第1期にお申し込みいただけなかった事業者の皆様も、ぜひこの機会にご申請ください。

【申請期間】 令和3年12月10日(金)まで **必着**

【提出先】 (公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室
宣言情報公表担当あて
〒163-0713 東京都新宿区西新宿 2-7-1
小田急第一生命ビル 13階



【申請方法】 東京都福祉保健財団ホームページを参照の上、必要書類を東京都福祉保健財団へご提出ください。

※東京都福祉保健財団ホームページはこちら> <https://www.fukushizaidan.jp/204sengen/shinsei/>

2 スタートアップセミナーを動画でご視聴いただけます！

職場宣言の申請にあたって御覧いただきたいスタートアップセミナーの動画を、以下のページで公開しています。動画では、職場宣言の概要や取組のポイント、申請手続きやふくむすびの操作方法等をご説明しています。

お手元のパソコンやスマートフォンなどで、お気軽にスタートアップセミナーを受講することができます。職場宣言の申請をお考えで、スタートアップセミナー未受講の事業者の方、スタートアップセミナーは受講済みだけれど申請手続きなどを再確認したいという事業者の方は、ぜひご視聴ください！

※スタートアップセミナー動画は、こちら>

<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1574902847799/index.html>

※申請に関するご相談の受付等はこちら>

<https://www.fukushizaidan.jp/204sengen/startup/>



3 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業とは

本事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害分野等の事業所の情報を広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。

(1) 仕組み

働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。宣言事業所の情報は、書類審査・現地確認を行った上で、ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)で広く情報発信しています。

※ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)はこちら>

<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1001000000001/index.html>

(2) 宣言していただくと…

宣言事業所に配付する宣言マークや公表通知書を活用して働きやすい職場づくりに取り組む事業所としてPRできるほか、ハローワークでの求人票にも宣言事業所である旨を記載していただけます。

既に宣言している事業者さんからは、「採用が増えた！」「宣言マークが入職の決め手になったとのことだった！」「定着率が上がった！」などの声をいただいています。名刺やパンフレットに記載したり、法人のWebサイトに掲載したりと、ぜひ積極的にご活用ください！



宣言マーク



公表通知書



宣言事業所用バナー

※ふくむすびの事業所ページへのリンクを設定できます。

4 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言活用ハンドブックを掲載しています。

「働きやすい職場」を目指す法人・事業所が、「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」に取り組み、課題を発見、解決することによって、どのような成果を得たのかを、5つの項目に分けて事例を紹介するハンドブックを公開しています。

働きやすい職場づくりに課題を抱えている法人・事業所様はもちろん、福祉職場への就職に関心を持っている求職者の方にとっても、職場選びの参考となる情報が盛りだくさんです！

ぜひ、ご覧ください！



活用ハンドブック

※ハンドブックをご覧になりたい方はコチラ>

<https://www.fukushijinza.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1625805816780/index.html>

5 その他

詳細は、下記のHPでご紹介しています。ぜひご覧ください。

【東京都福祉保健財団ホームページ】 <https://www.fukushizaidan.jp/204sengen/>

○ R3年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和3年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<R3年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	<u>新たに受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合等は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	<u>新規開設したステーション等は、事務職員を雇用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	<u>新規開設したステーション等は、研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	<u>新たに看護職員が産休等で休業することになったステーション等は、代替職員を任用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	各教育ステーションへ直接申込ください
	<p>「東京都訪問看護教育ステーション事業」 訪問看護ステーション新任訪問看護師交流会の開催 このたび、東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの新任訪問看護師の方を対象とした交流会を開催しますので、是非ご参加ください。</p> <p>【対象】新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師 【内容】新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。 【参加費】 無料 【お申込み方法】 「申込書」に必要事項をご記入の上、<u>下記交流会実施教育ステーションへ直</u></p>	

接お申込みください。

その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。

【テーマ・開催日時等】

第2回(実施者:東久留米白十字訪問看護ステーション)

【日時】令和3年11月25日(木曜日)午後6時30分から午後8時00分まで

【テーマ】「あなたの困った！一緒に考えます」-訪問看護師の在宅緩和ケア-

【実施方法】オンライン開催

【申込締切】令和3年11月5日(金曜日)

【申込先・問合せ】メール:h-hakujuji@bz03.plala.or.jpもしくは電話:042-470-7477

上記のほか、令和4年2月までに2回予定しています。

詳細は、決定次第、以下東京都ホームページ等でご案内します。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouikukouryukai.html>

訪問看護師オンデマンド研修事業
※(一社)東京都訪問看護ステーション協
会に委託して実施しています。

★eラーニング【配信中】

申込は、以下ホームページから ↓

<https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html>

★相談受付実施中！

※対象者は条件があります。詳細はホームページをご覧ください。

※10日が、土曜日、日曜日、国民の祝日等の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日までとします。

また、申込状況に応じて最終期限を設ける予定です。

○ 「介護分野就職支援金貸付事業」等の新たな貸付事業の開始について

東京都では、介護・障害福祉分野における人材確保を推進するため、東京都福祉人材センターにおいて、都内の介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学する方々等に対し、無利子で修学資金の貸付けを行っています。

今般、他業種等から新たに介護・障害福祉分野の就職を目指す方のために、一定期間の継続従事を条件とした返済免除付きの貸付制度を始めることとしましたので、お知らせします。

1 新たに開始する貸付事業の対象者と貸付額

事業名	対象者	貸付額
介護分野就職支援金貸付事業	介護職員初任者研修等所定の資格を有し、都内で他業種から介護分野に従事される方	20万円以内
障害福祉分野就職支援金貸付事業	介護職員初任者研修等所定の資格を有し、都内で他業種から障害福祉分野に従事される方	20万円以内

2 受付開始日

令和3年10月1日(金曜日)

※令和3年4月1日時点で対象となる場合は、遡及適用となります。

3 ご相談・お申し込み先

【実施主体】社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター 修学資金係

【住 所 等】〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター7階

【受付日時】月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで(祝日・年末年始は休み)

【電話番号】03-5211-2911

【ホームページ】<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/indexShikin.html>